

プロスポーツマイチーム化事業（レッツ観戦情報発信_動画）業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

プロスポーツマイチーム化事業（レッツ観戦情報発信_動画）業務委託

2 目的

県内の5つのプロスポーツチーム（福島ユナイテッドFC、福島レッドホープス、福島ファイヤーボンズ、いわきFC、福島デンソーエアリービーズ）（以下「5チーム」という。）について、映像メディアを活用した情報発信に取り組み、県民の行動変容（※）を促すことで、5チームの認知拡大やチームに対する関心喚起を図り、応援機運の醸成とホームゲームにおける観戦者数の増加につなげる。

※3つの行動変容

（1）認知拡大

「未認知層（5チームを知らない）⇒認知無関心層（知っているが関心ない）」への変容

（2）関心喚起

「認知無関心層（知っているが関心ない）⇒関心未観戦層（関心あるが未観戦）」への変容

（3）観戦促進

「関心未観戦層（関心あるが未観戦）⇒観戦層（観戦経験あり）」への変容

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の概要

5チームの応援機運醸成とホームゲーム観戦者数の増加のため、映像メディアを制作し、情報発信を行う。

5 委託業務の内容

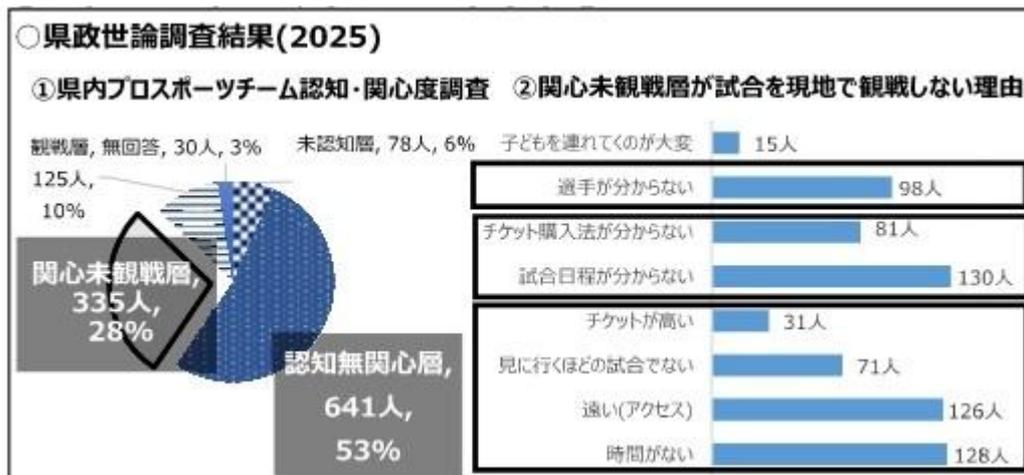
（1）映像の内容

県内各プロスポーツチームに対する関心を増加させるには、県民に各チームへの愛着を持ってもらう（＝チームが自分たちの地域のために存在している、地域にとってチームの存在がプラスに働いているという思いを強める）必要があるという観点を持ちながら、次の動画を作成すること。

なお、シーズン変更に伴って他チームへ移籍する可能性がある選手にフォーカスしないなど、長期的な使用を前提とした内容とすること。

- ・FUKUSHIMA 5 STARS のこれまでの歴史や地域と共に歩んできた道のりの振り返り、地域に何をもたらしているか、チームを応援することでどう生活が豊かになるかなど、プロスポーツが県内に存在している意義を県民に感じてもらうためのメッセージ性が高い動画。（情緒的動画）
- ・普段行っている地域貢献活動や活動地域、所属リーグなど、FUKUSHIMA 5 STARS を知ってもらうための動画。（情報伝達動画）

【参考（詳細は県HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010e/koucho1-439.html>）】



(2) 制作本数

4本以上（1本につき5チーム全てを扱うこと）

(3) 動画時間／本（想定）

30秒～3分程度（高い関心喚起が期待できる時間で制作すること）

(4) 動画の使用方法

県において、以下の方法での使用を想定している。

- ・当課 YouTube チャンネルでの投稿
<https://youtube.com/channel/UCXQesI2V3gKbe3iEn-U7h3A?si=8DsoG1TY-LaFSOLw>
- ・県内市町村役場や本県と包括連携協定を締結している企業等の県内店舗（銀行など）に設置してあるデジタルサイネージ
- ・当課主催イベント（5チームが参加する交流イベント）
- ・県がスポンサーとなる各チーム公式戦の試合会場

(5) 動画データの編集・変換作業等

SNS やデジタルサイネージなど、様々な媒体で動画を使用することを想定しているため、必要に応じて、動画データの編集・変換作業等を行うこと。

(6) 広報・プロモーション

YouTube 広告や Tver 広告など、民間事業者ならではのノウハウをいかし、より多くの県民の視聴につながる効果的な広報・プロモーションを実施すること。

(7) 納品期限（想定）

令和9年2月

(8) 映像メディア内で必ず満たすべき要件

映像メディアのなかで、「FUKUSHIMA 5 STARS（フクシマ ファイブ スターズ）」のロゴを使用するとともに、「令和8年度電源立地地域対策交付金事業」または「令和8年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と標示すること。



(9) 各チームとの連携

本事業の実施にあたっては、5チームと密に連絡調整を行い、連携を図ること。

※ なお、選手等が映像メディアに出演する場合は、選手等が無償で出演することで、県と5チームの間で調整中。

6 効果測定・分析

得られた効果を測定・分析すること。

7 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本委託業務における主たる責任者を定め、県との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

8 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

9 成果品

- (1) 実績報告書（本業務の実績、効果測定・分析結果）
- (2) 制作した映像メディア一式
- (3) その他、県が必要と認めるもの一式

10 委託業務実施に係る留意事項

(1) 疑義

受託者は、本仕様書において定めがなく、契約に関して疑義が生じた場合は、事前に県に協議を行うこと。

(2) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(3) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(4) 映像メディアの制作に必要な許認可等の一切の手続を行うこと。

また、成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き県に帰属するものとする。

なお、制作した映像メディアについては、県が後年度以降も継続して使用できることを原則とし、制作時において著名人等を使用する場合には、著作権料等が後年度発生しないよう留意すること。

(5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもつぱら県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(6) 受託者は、業務の遂行に当たり県と協議し適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。

11 やむを得ない事象による契約内容の変更について

やむを得ない事象の影響により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、委託者受託者協議のうえ、定めることとする。